

議案第127号

## 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第205条—第209条）」を「第18章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第205条—第209条）」を第19章 雑則（第210条）に改める。

第209条第1項中「特別介護給付費」とあるのは「特別介護給付費」を「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。

本則に次の1章を加える。

### 第19章 雑則

（電磁的記録等）

第210条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、

第189条、第193条、第193条の12、第193条の20並びに第209条第1項において準用する場合を含む。)、第14条(第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。)、第53条第1項、第103条第1項(第109条の4において準用する場合を含む。)、第197条の3第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第209条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。